

2026年4月30日 全5頁

令和8年金商法等改正法案 サステナビリティ情報の開示・保証に関する 改正案

セーフハーバー・ルールや第三者保証に関する規定を整備

金融調査部

研究員

藤野 大輝

[要約]

- 2026年4月10日、「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」（以下、金商法等改正法案）が第221回国会に提出された。
- 金商法等改正法案では、サステナビリティ情報の開示・保証に関して、①将来情報等の虚偽記載に対する民事責任を負わないことの規定（セーフハーバー・ルール）、②有価証券報告書等のサステナビリティ情報への第三者保証の義務付け、③第三者保証を行う「特定非財務情報監査証明業者」に関する業規制、などの整備が行われている。
- サステナビリティ情報の開示・保証に関する改正は、2027年4月1日からの施行が予定されている。特に SSBJ（サステナビリティ基準委員会）の基準の適用が予定される大規模なプライム市場上場会社（時価総額 5,000 億円以上）を中心に、情報開示の検討に当たって、セーフハーバー・ルールの詳細などをフォローアップしていく必要がある。

金商法等改正法案の国会提出

2026年4月10日、次の[金融庁関連法律案](#)が第221回国会に提出された。

「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」

(以下、金商法等改正法案)

本稿では、金商法等改正法案の概要の中でも、[金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」報告](#)（以下、サステナビリティ WG 報告¹⁾）、[金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告](#)（以下、DWG 報告²⁾）を受けた、サステナビリティ情報の開示・保証に関する事項について紹介する³⁾。

図表1 サステナビリティ WG 報告の概要

背景・課題	<ul style="list-style-type: none"> 企業のサステナビリティ情報は、投資家が中長期的な企業価値を評価する観点で重要であり、国際的にも2023年6月にサステナビリティ開示基準 (ISSB基準) が開発されている。また、2025年3月、日本におけるサステナビリティ開示基準 (SSBJ基準) が開発されている。 日本では上場企業等に対しサステナビリティ情報の開示が義務付けられているものの、比較可能性、有用性を向上させる必要があり、また、第三者保証が義務付けられておらず、信頼性を確保し投資者保護を図る必要がある。 																																							
開示基準の適用	<ul style="list-style-type: none"> グローバルな投資家との建設的な対話を志向するプライム市場上場企業を対象に、時価総額の大きな企業から順次、SSBJ基準に準拠して有価証券報告書を作成することを義務付ける。 SSBJ基準の適用は、企業等の準備期間を考慮し、以下の通り適用開始する。 <ul style="list-style-type: none"> i. 時価総額3兆円以上の企業：2027年3月期 ii. 時価総額3兆円未満1兆円以上の企業：2028年3月期 iii. 時価総額1兆円未満5千億円以上の企業：2029年3月期 <small>(注1) 時価総額5千億円未満の企業へのSSBJ基準の適用については、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて、今後検討。 (注2) 「時価総額」は、前期末から遡って過去5事業年度の末日における時価総額の平均をもって算定。</small> 経過措置としての二段階開示は、適用開始から2年間とする。 																																							
保証	<ul style="list-style-type: none"> 開示基準の適用義務化の開始時期の翌年から保証を義務付ける。 保証範囲は当初2年間は限定(3年目以降は国際動向等を踏まえ今後検討)。保証業務実施者を登録制(法人)とし、監査法人・監査法人以外のいずれも、要件を満たす場合は登録可能とする。 																																							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>26年3月期</th> <th>27年3月期</th> <th>28年3月期</th> <th>29年3月期</th> <th>30年3月期</th> <th>...</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>SSBJ基準 任意適用開始</td> <td>SSBJ基準適用開始</td> <td>保証制度導入</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">東証プライム市場</td> <td>時価総額 3兆円以上</td> <td>SSBJ基準適用義務化</td> <td>保証義務化</td> <td>二段階開示可</td> <td>同時開示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>時価総額 1兆円以上</td> <td></td> <td>SSBJ基準適用義務化</td> <td>保証義務化</td> <td>二段階開示可</td> <td>同時開示</td> </tr> <tr> <td>時価総額 5千億円以上</td> <td></td> <td></td> <td>SSBJ基準適用義務化</td> <td>保証義務化</td> <td>二段階開示可</td> </tr> <tr> <td>上記以外の プライム企業</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>同時開示 適用義務化 に向けて検討</td> </tr> </tbody> </table>		26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	...		SSBJ基準 任意適用開始	SSBJ基準適用開始	保証制度導入				東証プライム市場	時価総額 3兆円以上	SSBJ基準適用義務化	保証義務化	二段階開示可	同時開示		時価総額 1兆円以上		SSBJ基準適用義務化	保証義務化	二段階開示可	同時開示	時価総額 5千億円以上			SSBJ基準適用義務化	保証義務化	二段階開示可	上記以外の プライム企業					同時開示 適用義務化 に向けて検討
	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	...																																		
	SSBJ基準 任意適用開始	SSBJ基準適用開始	保証制度導入																																					
東証プライム市場	時価総額 3兆円以上	SSBJ基準適用義務化	保証義務化	二段階開示可	同時開示																																			
	時価総額 1兆円以上		SSBJ基準適用義務化	保証義務化	二段階開示可	同時開示																																		
	時価総額 5千億円以上			SSBJ基準適用義務化	保証義務化	二段階開示可																																		
	上記以外の プライム企業					同時開示 適用義務化 に向けて検討																																		

(出所) 金融庁「金融審議会 サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ 報告 概要」(2026年1月8日) p.1

¹ サステナビリティ WG 報告について、詳しくは拙稿「[SSBJ 基準の適用範囲や保証制度の整備](#)」(2026年1月21日、大和総研レポート)を参照。

² DWG 報告について、詳しくは拙稿「[ディスクロージャーワーキング・グループ報告の公表](#)」(2026年1月8日、大和総研レポート)を参照。

³ 有価証券報告書等におけるサステナビリティ情報の開示や保証の義務化について、詳しくは拙稿「[開示府令の改正 \(サステナビリティ・人的資本開示の拡充\)](#)」(2026年3月24日、大和総研レポート)を参照。

図表 2 DWG 報告の概要

背景・課題	対応
<ul style="list-style-type: none"> □ スタートアップ・成長企業への成長資金の供給拡大のため、非上場株式の発行・流通の活性化が喫緊の政策課題 □ プロ投資家（特定投資家）向けの資金調達手段（特定投資家私募）に係る制度を整備してきたが、資金調達の事例は限定的 ※ 特定投資家私募は、有価証券届出書の提出は不要であるが、証券会社による仲介と投資者向けの簡易な情報提供が必要 □ 開示規制緩和やプロ投資家の裾野拡大を図ることにより、投資者保護に留意しつつ、開示負担にも配慮した段階的な開示制度を整備する必要 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 一般投資家向けの資金調達に係る開示規制の緩和 <ul style="list-style-type: none"> □ 有価証券届出書の提出免除基準を1億円から5億円に引上げ □ 5億円以上10億円未満の資金調達については、より簡易な様式による有価証券届出書の提出（少額募集）を利用可能に 2. 特定投資家向けの資金調達に係る勧誘対象範囲の拡大 <ul style="list-style-type: none"> □ 特定投資家要件を満たすものの、特定投資家になるための移行手続きを行っていない者（潜在的特定投資家）を、特定投資家私募の相手方の範囲に追加 ※ ただし、潜在的特定投資家に対しては、適合性原則等の行為規制が一般投資家と同様に適用 3. 株式報酬に係る開示規制の見直し <ul style="list-style-type: none"> □ 企業が自社及び子会社の役員・使用人に対し、株券・新株予約権証券を交付する際の勧誘を、上場・非上場にかかわらず、「募集」から除外（有価証券届出書の提出は不要）
<ul style="list-style-type: none"> □ 企業戦略等の非財務情報が拡充され、サステナビリティ開示基準の導入に向けた議論も進捗 □ 将来情報等の開示も求められる中、企業が、事後的に、金商法上の虚偽記載等の責任を問われることを恐れ、積極的な情報開示を避ける懸念 □ 企業の懸念・負担に配慮しつつ、有価証券報告書において、投資判断や建設的な対話に資する情報開示を充実させていく必要 	<ol style="list-style-type: none"> 4. セーフハーバー・ルールの創設 <ul style="list-style-type: none"> □ 企業の積極的な情報開示を促す観点から、一定の場合に、将来情報等の虚偽記載に対する金融商品取引法上の民事責任及び行政責任（課徴金等）を負わないこととする

（注）赤枠は筆者追記。

（出所）金融庁「金融審議会 ディスクロージャーワーキング・グループ 報告 概要」（2025年12月26日）p.1

サステナビリティ情報の開示・保証に関する改正案のポイント

サステナビリティ情報に関する規定の主なポイントは図表3の通りである。まず、DWG報告で述べられていた「セーフハーバー・ルール」の創設が図られている。金商法は従来、目論見書、有価証券届出書、有価証券報告書などについて虚偽記載があった場合における損害賠償責任について規定している。金商法等改正法案では新たに、有価証券報告書等の記載事項のうち将来の事業活動の予測に関する情報その他の不確実性のある情報（以下、将来情報等）について規定された。将来情報等の記載は、その記載に至る検討過程に照らして合理性が確保されていると認められる場合には、記載と事実の相違が判明したことを理由として虚偽記載に該当すると解してはならないとされている⁴。なお、将来情報等の定義などは内閣府令で定められる。

また、有価証券報告書等におけるサステナビリティ情報の開示・保証に関する定義が規定されている。例えば、有価証券報告書の記載事項について、現行法では、会社の商号、属する企業集団及びその会社の経理の状況その他事業の内容に関する重要な事項などとなっている。金商法等改正法案では、ここに「気候変動その他の事業活動上の課題であつて将来の財務又は資

⁴ DWG報告では、課徴金のような行政責任についてもセーフハーバー・ルールが適用されることが示された。こちらについては、「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」が改正されると考えられる。

金調達に影響を与える可能性があるものに対応するための取組の状況及びこれに関連する指標」が追加されており、有価証券報告書でのサステナビリティ情報開示が明示されているといえる。こうした有価証券報告書等におけるサステナビリティ情報は「特定非財務情報」とされ、特定非財務情報に対する監査証明は「特定非財務情報監査証明」とされている。

図表3 サステナビリティ情報の開示に関する規定の主なポイント

事項	概要	関連する主な法律
セーフハーバー・ルール	○ 有価証券報告書等に記載された将来情報等について、合理性が確保されていると認められている場合には、民事責任規定における虚偽記載に該当しない	金商法 17 条、18 条、21 条、21 条の 2、22 条 など
第三者保証に関する定義	○ 有価証券報告書等の特定非財務情報についての監査証明を「特定非財務情報監査証明」、これを業として行う者として登録を受けた者を「特定非財務情報監査証明業者」と定義	金商法 2 条、26 条の 4 など
第三者保証の義務付け	○ 一定の有価証券報告書等の特定非財務情報については、利害関係のない特定非財務情報監査証明業者の監査証明を受けなければならない	金商法 26 条の 5
特定非財務情報監査証明業者に関する規定	○ 特定非財務情報監査証明業者としての登録を受けようとする法人は、一定の事項を記載した登録申請書を提出しなければならない ○ 特定非財務情報監査証明業者には、誠実義務、秘密保持義務、業務管理体制の整備義務、担当者のローテーションルールなどが課される ○ 特定非財務情報監査証明業者は、故意に虚偽記載に対して虚偽ではないと監査証明をした等の一定の場合は、改善命令、業務停止、登録取消などを受ける ○ 一定の場合、特定非財務情報監査証明業者は報告の徴取や検査を受ける ○ 特定非財務情報監査証明業者を会員とする協会として、認定特定非財務情報監査証明業協会を設立できる（認定が必要）	金商法 26 条の 6～26 条の 40
エンフォースメントの整備	○ 虚偽の監査証明をした特定非財務情報監査証明業者に対する民事責任、課徴金の規定を整備（注）	金商法 21 条、172 条の 4 の 2、198 条 など

（注）虚偽の監査証明等による業務停止処分に違反した場合は、罰則規定が整備されている。

（出所）金商法等改正法案、金融庁「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案 説明資料」（2026 年 4 月）などを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

さらに、有価証券報告書等における特定非財務情報については、登録を受けた利害関係のない「特定非財務情報監査証明業者」の監査証明を受けなければならないとされている。この改正に当たって、特定非財務情報監査証明業者に関して、登録や変更に係る手続、秘密保持義務等の行為規制、処分、報告徴取、検査等の監督といった、業規制が整備されている。そのほか、会員への指導等を行う組織として「認定特定非財務情報監査証明業協会」についても規定されている。

今後の予定

金商法等改正法案は、今後、衆参両院での審議を経て、第 221 回国会において可決・成立することが予想される。

成立すれば、原則、公布から起算して 1 年以内の政令指定日からの施行が予定されている。ただし、サステナビリティ情報の開示・保証に関しては、2027 年 4 月 1 日からの施行が予定されている。

セーフハーバー・ルールの対象や要件、特定非財務情報に該当する情報やその作成基準、特定非財務情報監査証明業者に関する規定の一部詳細などは、政令や内閣府令で定められる。特に SSBJ（サステナビリティ基準委員会）の基準の適用が予定される大規模なプライム市場上場会社（時価総額 5,000 億円以上）を中心に、どのような情報であればセーフハーバー・ルールの対象となるか等、今後の動向をフォローアップしていく必要がある。